

令和２年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源分）が充当された
社会保障施策に要する経費について

平成２６年４月１日から施行された消費税率の改正（５％→８％）及び令和元年１０月１日から施行された一部改正（８％→１０％）に伴い、地方消費税収の引上げ分すべてを社会保障施策に要する経費に充てることとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村においても、市町村交付金（社会保障財源化分）の相当額について、下記のとおり、本村が取り組む社会保障施策に活用しました。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源分）

55,410 千円

（歳出） 社会保障施策に要する経費

607,926 千円

【社会保障施策に要する経費の内訳】

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉事業	20,843	1,872	1,600		17,371
	老人福祉事業	26,423	2,529	3,900	2,955	17,039
	心身障がい者福祉事業	145,137	105,563			39,574
	児童福祉事業	157,698	51,535	830	6,593	98,740
	小計	350,101	161,499	6,330	9,548	172,724
社会保険	国民健康保険事業（繰出金）	41,079	20,742		297	20,040
	後期高齢者医療事業（繰出金）	23,540	13,250			10,290
	介護保険事業（繰出金）	119,588	5,539			114,049
	小計	184,207	39,531		297	144,379
保健衛生	診療所事業	43,243			17,691	25,552
	母子保健事業	3,668	66			3,602
	予防接種事業	11,101	1,171			9,930
	健康増進事業	15,606	1,059		1,605	12,942
	小計	73,618	2,296		19,296	52,026
合 計		607,926	203,326	6,330	29,141	369,129